

第8章 財政計画

財政計画は、新市の15年間の財政運営の指針として、健全な財政運営を行うことを基本に作成したものです。

作成に当たっては、合併による歳出削減の効果、サービス水準の向上や新市の一体的なまちづくりを推進するために必要となる事業経費のほか各種の財政支援措置を反映させ、公営企業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめた「普通会計」を対象に、平成24年度までの決算額および平成25年度の決算見込額に基づいて作成しました。

なお、国では、地方への税源移譲を含む地方財政制度の改革が検討されていますが、現時点では、明確な結論は出されていません。このため、こうした国の動向を踏まえつつも、現行の財政制度を前提に作成したものです。

第1節 歳入

1 地方税

現行税制度を基本に、人口増加等の影響を反映させています。

2 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政措置を見込むとともに、地方債の元利償還金に対する交付税措置を考慮しています。

3 国庫支出金・県支出金

普通建設事業に係る一定の補助に加え、合併に係る「合併市町村補助金」等の財政支援を見込んでいます。

4 地方債

通常の普通建設事業等に対する起債のほか、合併特例債^{※33}の発行を見込んでいます。

5 その他

各種交付金や使用料、手数料などを見込んでいます。

第2節 歳出

1 人件費

合併後の職員数の抑制、合併による特別職、議会議員数等の減少を見込んでいます。

2 扶助費

合併によるサービス水準の向上、福祉事務所の設置や生活保護費の支出の影響を見込んでいます。

3 公債費

合併前に借り入れた地方債の償還予定額と、合併後に新たに借り入れる通常の地方債および合併特例債の償還額を見込んでいます。

4 その他経費

合併に伴う一時的な歳出の増加や一定の事務経費の削減効果等を見込んでいます。

5 投資的経費

新市まちづくり計画(新市建設計画)に示された事業を踏まえ、投資的経費を計上しています。

※33 合併特例債：市町村の合併の特例に関する法律により認められた地方債で、新市まちづくり計画に基づき、新市の一体性の速やかな確保や市域の均衡ある発展に資するために行う事業などの財源として充当できる。